

京都府宇治茶普及促進条例

所管課：農産課
(令和元年度～)

京都の産業としての宇治茶の価値を守り、高め、現在及び将来の府民の皆さんが、心豊かで健康的な府民生活を享受するために、京都府や市町村、府民、茶業者等の皆さんが一体となって宇治茶の普及の促進等を図ることにより、お茶がいつそう愛飲され、心が潤される京都を築き、さらに、日本茶や日本文化の更なる発展に寄与することを目的としています。

■ 概要

① (府民の役割)

府民は、自主性に基づき、日常生活において、宇治茶に親しみ、宇治茶の伝統と文化等に触れることを通じて、宇治茶や宇治茶の伝統と文化等に関する関心と理解を深めるよう努めるものとする。

② (茶業者等の役割)

茶業者等は、宇治茶の普及の促進等に関する取組を自主的かつ積極的に進めるよう努めるものとする。

③ (府の責務)

府は、宇治茶の普及の促進等及び茶業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

府は、施策の推進に当たっては、当該施策を通じて、宇治茶に親しみ、宇治茶の伝統と文化等に触れることができる機会が、多様な場所や様々な場面において、府民、観光旅行者その他の者に広く提供されることにより、心豊かで健康的な生活習慣として宇治茶が、府内をはじめ、国内のみならず海外においても愛飲されることに資するものとなるよう配慮するものとする。

